

遺族附加年金事業

Q & A

- P1~3 「遺族附加年金」について
- P4~5 「重病克服支援制度」について
- P6 手続きについて
- P7 退職後の取扱いについて

◆「遺族附加年金」について

Q	A
遺族附加年金と遺族共済年金との両方を受給することができますか？	<p>組合員が亡くなった場合は、公的年金として遺族共済年金や遺族基礎年金が支給されます。</p> <p>しかし、その額は暮らしを支えるには十分とはいえません。遺族附加年金は公的年金を補うことを目的として運営されていますので、両方を受給することができます。</p>
掛金は加入したときの年齢で決まるのですか？	<p>月々の掛金は、新規加入されたときの年齢ではなく、毎年<small>の更新日（1月1日）</small>現在での保険年齢で決まります。</p> <p>例）1月1日で35歳と6ヶ月を超えている方は36歳、35歳と6ヶ月を超えない方は35歳となり、月々の掛金が異なります。</p>
昨年と変更なしで更新したいが、申込書は必ず提出しないとイケないのですか？	<p>現在と同じ内容で継続加入される場合には、申込書の提出は不要です。提出がなかった場合には、自動更新の取扱いとなります。</p> <p>ただし、受取人の変更などが発生した場合には必ず手続きが必要です。</p>
加入コースを変更したい。どこにどう記入すればいいのですか？	<p>自由選択コース欄にコース（S・A・B・S1・A1・B1）をご記入いただき、そのまわりを○で囲んでください。</p>
受取人を扶養家族以外に指定したいのですが。	<p>扶養に入っていないご家族でも受取人として指定することができます。</p>
受取人の「昨年」という欄が数字の0となっています。どういう意味ですか？	<p>昨年欄に「0」が打ち出している方は、昨年までに受取人の記入がなかった方です。</p> <p>この場合、約款により順位指定があったものとして取り扱われますが、皆様の意志をきちんと反映させるためにも、今回の申込書に受取人コードを記入の上、ご提出ください。</p>
子供が2人いて長男を受取人に指定したい。どう記入したらいいのですか？	<p>受取人コード欄に「9」、受取人氏名欄にカタカナでお子様（長男）の名前をフルネームで記入ください。</p>

Q	A
受取人氏名は必ず記入しないといけないのですか？	<p>受取人コードで「9」を使用される場合のみ受取人氏名をカタカナでご記入ください。 それ以外の番号を使用される場合は記入の必要はありません。 (受取人コード：1, 2, 3, 5, 7の場合は不要です。)</p>
受取人コードとは何？	<p>給付が生じた場合に「遺族附加年金」をどなたにお支払いすればよいか指定いただく番号です。 1：配偶者、2：子、3：父母、5：兄弟姉妹、7：法定相続人、9：上記以外の方</p>
コース、口数は自由に変更できますか？	<p>申込書にある告知事項に該当する箇所がなければ、自由に変更できます。</p>
配偶者も加入する場合、気をつけることは？	<p>本人の保険金額（年金原資）が配偶者の保険金額（年金原資）を下回ってのご加入はお取扱いできません。 例) 本人 57歳 加入コース B型 (年金原資 355万円) 配偶者 50歳 加入口数 2口 (年金原資 500万円) この場合はお取扱いできませんのでご注意ください。</p>
加入コースは昨年と同じなのに給付期間が変わっているのはなぜですか？	<p>年齢によって、同じA1コースでも給付年数が異なります。そのため、昨年と同じコースでも年数が変わってきます。詳細はパンフレットの11～12ページをご覧ください。</p>
配偶者の年収が高い場合でも、遺族附加年金はもらえるのですか？	<p>公的年金の遺族共済年金は、死亡当時、生計維持関係にあった場合に給付されますが、遺族附加年金は受取人の収入や年齢に関わらず、支給されます。</p>
独身でも加入できますか？	<p>加入することができます。 なお、公的年金の遺族共済年金では両親が60歳になるまで支給停止となりますが、「遺族附加年金」には支給制限はありません。</p>

Q	A
配当金はいつ頃、還付されますか？	<p>一年ごとに収支計算を行い、剰余金が発生した場合には毎年3月頃に共済組合の登録口座へ送金します。ただし、年の途中で脱退された場合には、配当金はありません。</p> <p>例) 月々の掛金 2,800 円 ボーナス掛金 3,175 円 配当金還付率 36% の場合</p> <p>※2,700 円×12 月+3,175 円×2 月= 38,750 円 【※ 月々の掛金には制度運営事務費(100 円)が含まれています。】</p> <p>38,750 円×36% = 13,950 円 これが配当金の金額になります。</p>

◆「重病克服支援制度」について

Q	A
<p>がんの診断を受けた。 請求手続きは？</p>	<p>医師からがんと診断された場合、まず共済組合までご連絡ください。所定の診断書等を送付いたします。 診断書によって査定をした後で支払手続きを行います。 ※上皮内がんは支払対象外となります。詳細はパンフレットの13ページをご覧ください。</p>
<p>がんにより一度給付を受け、その後急性心筋梗塞になった場合、もう一度給付を受けることができますか？</p>	<p>給付は1回だけです。また、加入資格は初回の給付で終了となります。</p>
<p>高血圧の薬を服用しています。 新規加入できますか？</p>	<p>病院の処方で投薬中の方は、告知事項の「検査をすすめられ、検査の結果異常が認められなかった場合」という部分で、医師から異常があると判断され処方を受けているとの解釈により、お支払いできないケースもあります。 加入に際して不安のある方は制度推進員へお問い合わせください。</p>
<p>昨年から加入していて、今年に入って入院しましたが、引き続き加入できますか？</p>	<p>いったん健康時に加入された方は、次回の更新から告知内容を確認していただく必要はありません。継続してご加入いただけます。</p>
<p>「重病克服支援制度」にも配当金がありますか？</p>	<p>重病克服支援制度には配当金の適用がありません。</p>
<p>指定代理請求者とは何ですか？</p>	<p>本人に病名の告知がされていない場合など本人が請求できない特別な事情が生じた場合に、本人に代わって請求していただく方をいいます。</p>
<p>指定代理請求者は誰でもいいのですか？</p>	<p>「請求時に本人と同居し、または生計を一にしている本人の戸籍上の配偶者もしくは三親等以内の親族の方」であれば、指定代理請求者として請求できますが、成人されている方を指定されることをおすすめします。</p>
<p>指定代理請求者は必ず記入しないといけないのですか？</p>	<p>ご記入がなかった場合、本人が請求できない時に、他のどなたも請求することができなくなってしまいます。忘れずにご記入ください。</p>

Q	A
<p>指定代理請求者の横の「続柄コード」とは何ですか？</p>	<p>ご記入いただいた指定代理請求者のご加入者（被保険者）との続柄を確認させていただくための番号です。 1：配偶者、2：子、3：父母、5：兄弟姉妹、6：祖父母、7：孫、9：その他3親等内の親族、C：指定取消 受取人コードと続柄コードは同じ数字でも意味が異なる場合がありますので、ご記入の際に、十分ご注意ください。</p>
<p>受取人コードの昨年の欄に「7」が打ち出されている。これはどういう意味ですか？</p>	<p>昨年欄に「7」と打ち出しのある方は昨年のご加入の際に特に受取人コードを記入されてなかった方です。 この場合、万が一のことがあった場合の受取人は法定相続人という取扱いになりますが、「遺族附加年金」と同様、今回の手続きで記入をお願いします。</p>
<p>配偶者だけ「重病克服支援制度」に加入させたい。加入できますか？</p>	<p>配偶者のみの加入はできません。 組合員本人の加入が必要です。</p>
<p>本人200万円コース 配偶者300万円コース このように配偶者の方を高くした加入はできますか？</p>	<p>「重病克服支援制度」については問題なくご加入いただけます。ただし「遺族附加年金」は配偶者の保険金額が本人の保険金額よりも大きくなるという取扱いはできません。</p>
<p>200万円コースを300万円コースに変更したい。気をつけることは？</p>	<p>申込書に記載の告知内容をご確認ください。 該当するところがない場合は、300万円コースに変更いただけます。</p>
<p>今、20代なので三大疾病はあまり心配していません。必要なのでしょうか？</p>	<p>一般的に年齢とともに告知事項に該当するようになります。病気になってからでは健康告知により加入できません。健康であるうちに加入をおすすめします。</p>

◆ 手続きについて

Q	A
印鑑は昨年と同じものが必要ですか？	いいえ、特に同じものを押印いただく必要はありません。認印でも結構です。
申込用紙を紛失した。 今回は内容を変更したいのですが？	<p>共済組合または下記の連絡先までご連絡ください。郵送致します。</p> <p>0120-25-7754（事業委託先）</p> <p>下記ホームページからも照会、連絡ができます。 https://www.group-welfare.jp/miyazaki/</p> <p>※検索の場合は下記キーワードを使用ください。</p> <p>宮崎 遺族附加 検索</p>
後で提出しようとして準備していたのですが、締切日 目前になってしまいました。 郵送しても間に合うかどうか心配です。	<p>まず共済組合または下記の連絡先までご連絡ください。</p> <p>0120-25-7754（事業委託先）</p> <p>下記ホームページからも照会、連絡ができます。 https://www.group-welfare.jp/miyazaki/</p> <p>※検索の場合は下記キーワードを使用ください。</p> <p>宮崎 遺族附加 検索</p>
記入を間違えてしまった。訂正するにはどうしたら いいのですか？	訂正箇所にも二重線を引いて、訂正印を押印し、正しいものをご記入ください。

◆ 退職後の取扱いについて

Q	A
<p>「遺族付加年金」の退職後の取扱いはどうなりますか？</p>	<p>退職直前に継続して2年以上遺族附加年金の加入があれば、「継続遺族附加年金終身プラン」もしくは「継続遺族附加年金80歳満期プラン」に健康状態にかかわらず加入することができます。 ただし、3月末退職者が対象となります。</p>
<p>「重病克服支援制度」の退職後の取扱いはどうなりますか？</p>	<p>退職時に加入されている場合、健康状態にかかわらず80歳まで継続することができます。ただし、現在のところ3月末退職者について対象とさせていただきます。</p>